特集

争族とならないために必要な **遺言の基礎知識とよくあるQ&A**

司法書士 富田 敏雄・藤井 孝治・藤澤 繁男・藤延 純

1 はじめに

今回、この場で遺言(「いごん」や「ゆいごん」などと読みます)に関して書かせていただきますが、皆様の中には、すでに遺言を作成された方、遺言の作成をお手伝いされた公認会計士や税理士の方など、遺言についてはすでにご存じの方もおられることと思います。ただ遺言は、ささいな誤解や勘違いにより無効となってしまったり、争族(P.8参照)となってしまうことがあります。そこで、遺言の基礎知識に加え、実際によくある質問事項についてQ&A形式を交えて、述べていきたいと思います。

(1)なぜ、遺言が必要なのでしょうか?

やはり、遺言といわれると、マイナスのイメージを持たれる方が多い のではないでしょうか。

遺言に対してのマイナスのイメージとは、すなわち、「まだ私は元気でピンピンしているのに、遺言なんて縁起でもない。」とか「遺言って、間もなく、永遠の旅立ちをされる方が書くものでしょ。」というイメージです。遺言ではなく、遺書(いしょ)でしたら、間もなく永遠の旅立ちをされる方が、親族や友人へ最期の言葉を遺したいために書くという意味合いも多分にあろうと思います。ビデオで遺書を遺される方もおられるでしょう。しかし遺言は、遺書と違って民法という法律に規定された法律文書です。ですから遺言は、あくまでも将来何かあった時のために、元気な今のうちから、亡くなった後の法律関係を自分自身で決めておくものといえるのです。遺言は決して、間もなく永遠の旅立ちをされる方だけが書くものではありませんし、遺書のようなマイナスのイメージを持つものでもないのです。

例えば、生命保険の契約をされている方も多いと思います。一般的に 生命保険は、万一の時の家族の生活を保障するためのものですので、将 来何かあった時のために、契約をされているのではないでしょうか。

遺言も、「将来のために」、「何かあった時のために」という点において、 生命保険に似ていると思います。

みなさんも、元気な今のうちから、自分自身の資産や負債を見つめ直 し、自分自身の将来設計を考慮しつつ、遺された配偶者や子孫などに対 していかに配分するか決めておかれたらどうでしょうか。

(2)相続税及び贈与税の税制改正の影響

平成27年1月1日、相続税及び贈与税の税制改正が施行されました。 このたびの相続税及び贈与税の税制改正には、相続税の基礎控除額引き 下げもあり、相続税対策を検討しなければいけないとお考えの方もいる のではないでしょうか?

一方で、「財産もないし、相続税なんて、わたしには関係ないよ。」と思っている方も、いらっしゃることと思います。しかし、相続税なんて関係ないと思っていた方も、相続人などに相続税が課税される可能性が高まったのです。

なお、相続税軽減措置として小規模宅地等の課税価格の特例があり、 その適用には要件があります。その要件の一つとして遺産分割協議により「申告期限までに分割されたこと」がありますが、遺言によりこの要件 を満たすことができる場合があります。

もっとも、相続税や贈与税などの税金のことについては、専門家である税理士の方にご確認いただきたいのですが、みなさん自身、存在すら忘れていた財産のために、考えてもみなかった相続税の支払いが必要となる可能性が高まったといえます。ですから、この時期に、みなさん自身の財産(資産だけではなくて、負債も含みます)を、今一度確認してみてはいかがでしょうか。

またこの機会に、遺言の作成も検討してみてはいかがかと思い、このあと、遺言について話を進めていきたいと思います。すでに遺言についてご存じだという方も、再確認してみようかという気楽な気持ちで読んでいただけますと幸いです。